

政 法 第 4 2 8 7 号
答 申 第 4 6 9 号
平成 2 9 年 3 月 3 0 日

千葉県病院局長 矢島 鉄也 様

千葉県情報公開審査会
委員長 荘司 久雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成 2 7 年 8 月 2 0 日付け精医セ第 2 5 7 号による下記の諮問について、別紙のとおり
答申します。

記

諮問第 5 8 2 号

平成 2 7 年 7 月 3 日付けで異議申立人から提起された、平成 2 7 年 5 月 1 8 日付け精医
セ第 1 1 7 号で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

請求にかかる文書をさらに特定したうえで、請求した情報を全部開示するとの決定を求める。

2 異議申立ての理由

文書の探索が不十分であるか、または、対象文書が情報公開の適用除外であるとの判断が違法である。当該協定を締結した自治体病院を擁する別の自治体に対して本件同様の内容で情報公開請求したところ、実施機関は、明らかに、受付番号2381（平成26年度）で特定された文書以外にも文書を持っていると判明した。本件開示請求書の添付文書のとおりである。それにもかかわらず、文書不存在とは不自然かつ不合理である。

3 意見書の要旨

千葉県精神科医療センターと岡山県精神科医療センターとの個別の協定締結時の文書や千葉県が県庁と遣り取りした文書も本件開示請求の対象文書として特定すべきである。

実施機関担当課は、以前から開示請求の記載内容を曲解し、少しでも文書の開示をさせまい、あるいは、開示実施を遅らせようとしてきた。これは、請求妨害そのものである。アカウンタビリティにかかる職員研修等を実施すべきである。

第4 実施機関の説明要旨

1 本件請求及び対象文書の特定について

実施機関では、本件請求に係る文書を探索したところ、異議申立人から受付番号2381番で提出され、平成27年4月6日付け精医セ第11号の行政文書開示決定で開示を行った文書を除く関連文書については保有していないため、本件決定を行った。

2 異議申立ての理由について

異議申立人は当センターが特定した行政文書以外にも対象文書が存在していて、情報の探索が不十分であると主張する。

しかしながら、異議申立人が提示した文書に関するやり取りは、電話等口頭でのやり取りのみでメモ等も作成していない。

また、文書の探索を行ったところ、当センターには他の関連文書は存在していない。

よって、当センターには平成27年4月6日付け精医セ第11号で開示した文書以外に関連文書は存在せず、本件決定を行ったものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明を基に調査審議した結果、以下のとおり判断する。

1 対象文書の特定について

異議申立人は、文書の探索が不十分であり、他とのやり取りした文書などが存在するなど主張している。一方、実施機関は、異議申立人が提示した文書に関するやり取りは、電話等口頭でのやり取りのみでメモ等も作成していないことから本件決定を

年 月 日	処 理 内 容
平成27年8月27日	諮問書の受理
平成27年11月4日	実施機関の理由説明書の受理
平成27年11月30日	異議申立人の意見書の受理
平成28年12月21日	審議
平成29年1月25日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
木 村 琢 磨	千葉大学大学院専門法務研究科教授	部会長職務代理者
荘 司 久 雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
日名子 暁	弁護士	

(五十音順)